

令和2年7月3日

職員の懲戒処分の公表について

下記のとおり懲戒処分を行いましたので、上天草市懲戒処分の公表に関する基準に基づき公表します。

記

1 被処分者の所属、職名、年齢及び処分の内容

所属（当時）	職名（当時）	年齢	処分の内容
総務企画部	課長	54	戒告（指導監督不適正）
総務企画部	主事	36	減給10分の1（1か月） （不適正な業務執行〔公文書変造〕）

2 非違行為の概要

当時総務企画部の主事が公用車の管理業務を担当していた際、公用車の車検の有効期間満了日を失念し、その期間満了後の約1か月後に車検の更新手続を行ったことから、車検切れの状態を発生させ、その事実を隠ぺいするため、自動車検査証の写し（以下「車検証の写し」という。）の有効期間満了日等を書き換えた（公文書変造）事案である。

併せて、車検証の写しをもとに整備している公用車管理台帳に書き換えた車検証の写しを添付し、実際の期日と異なる有効期間満了日を記載したことにより、2年後の車検においても結果的に更新手続が遅れ、車検切れでの公務使用事案を発生させたものである。

この行為は、地方公務員法第29条の懲戒処分の規定に該当する。

3 処分年月日 令和2年7月3日

(連絡先)

総務部 総務課

担当：濱崎課長、奥田課長補佐、
佐藤係長

電話：0964-26-5527